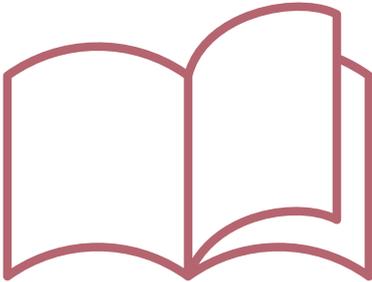
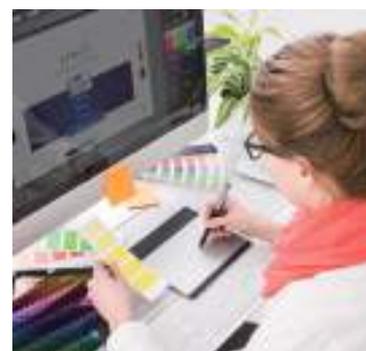


越前市商工会活用ガイド

商工会



まるわかりブック



vol.1 商工会とは？	01
vol.2 青年部・女性部活動に参加しませんか？	02
vol.3 借入に関する相談は？	03
vol.4 補助金・助成金を申請するには？	04
vol.5 経営のことを専門家に相談するには？	05
vol.6 新たな取引先を探すには？	06
vol.7 税務対策はどうしたらいいの？	07
vol.8 事業承継の際の優遇策は？	08
vol.9 経営計画は必要なの？	09
vol.10 従業員や経営者のもしもの備えは？	10
vol.11 従業員を雇ったけど手続きは？	11
vol.12 働き方改革への取組みは？	12-13

商工会とは？

商工会は、地域事業者が会員となって、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国で約81万の事業者が加入しています。国や県の支援施策（経営改善普及事業）を中心に、さまざまな事業を実施しています。

商工会窓口での相談はもちろん、事業所に直接、巡回訪問を行い、事業や商売、経営の改善や事業発展などをさまざまな面からサポートしています。

《 商工会の2大事業 》

事業者の経営改善

＜経営改善普及事業＞

小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、金融・税務・経営・労務などの相談や指導に取り組んでいます。



地域社会の発展

＜地域振興事業＞

地域の「総合経済団体」として、また中小企業の「支援機関」として元気な地域づくりと商工業振興のために、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉増進などの事業に取り組んでいます。



01 部会活動・支部活動

商工会は下記のとおり3つの部会があり、各会員はいずれかの部会に所属されています。

●商業部会 ●工業部会 ●建設業部会

活動は部会ごとに様々ですが、同業種ならではの問題提起や情報交換の場としてご活用ください。

また、お住いの地域により、支部活動も行っています。支部活動を通じて異業種交流を図ることができます。

毎年、会員視察研修事業を実施しており、会員同士交流していただく機会もあります。

02 情報提供・発信

商工会では、定期的に会報「えちぜん通信」の発行やホームページ等を通じて、様々な情報をお届けします。

越前市商工会ホームページのアドレスはこちら
<https://www.echizensi-shokokai.jp/>

また無料で会員事業所のホームページの作成を行っています。

製品や新サービス等の情報発信が簡単にできるので自社PRにおすすめです。

ホームページは作りたいけどどうすればいいのかわからない。作りたいけど費用が心配。

そんなときはぜひ商工会までご相談ください！

青年部・女性部活動に参加しませんか？

青年部は青年経営者や後継者が、女性部は事業に携わる女性が加入する内部組織で、人脈づくりとなるのはもちろん、事業やセミナーを開催し資質向上に努めたり、イベントへの参加や清掃活動などを通じて地域の活性化に貢献しています。

01 青年部

対象者

- ①商工会会員（法人ではその役員）で満45歳以下の方
- ②商工会会員の後継者で満45歳以下の方
- ③商工会会員の親族等で満45歳以下の方

部員数

27名（令和元年10月1日現在）

主な活動内容

6月	絆感謝運動（清掃活動）
7月	主張発表大会
10月	越前げんきフェスタ「商工会マルシェ」バザー協力 青年部資質向上セミナー
11月	視察研修 赤十字献血協力事業
12月	園児カレンダー事業



02 女性部

対象者

- ①商工会会員（法人ではその役員）で女性の方
- ②商工会会員の配偶者で女性の方
- ③商工会会員の親族等で女性の方

部員数

88名（令和元年10月1日現在）

主な活動内容

7月	視察研修 主張発表大会
10月	越前げんきフェスタ「商工会マルシェ」バザー協力
11月	健康増進（体力づくり）運動 女性経営者資質向上セミナー 和紙のワークショップ
2月	新年講演会・懇親会



03 青年部・女性部活動に参加するメリット

- 資質向上につながります
- 経営の悩みを、経営者同士で相談できます
- 地域のコミュニティが広がります
- 活動を通じて住みよいまちづくりのお手伝いができます
- 異業種交流が図れます

借入に関する相談は？

商工会では、経営を安定・発展させるための事業資金の借入について、国（日本政策金融公庫）の公的融資制度である「マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）」の相談・斡旋を行っています。

「マル経融資」は、商工会の推薦により、無担保・無保証人・低利で最大2,000万円までの借入が可能です。

また、福井県と越前市が利子補給制度を設けており、極めて低い金利での資金調達が可能となっています。

01 マル経融資

商工会の経営指導を受けている商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

融資対象	常時使用する従業員数	商業・サービス業 5人以下の事業者 (宿泊業・娯楽業は20人以下)
		製造業・その他 20人以下の事業者
	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会等の経営指導を原則6カ月以上受けている方 ○税金（所得税、法人税、事業税または県民・市民税）を完納している方 ○同一地区（原則）で1年以上事業を行っている方 ○商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方 	
限度額	2,000万円以内	
資金用途	運転資金及び設備資金	
期間	運転資金：7年以内（据置期間1年以内） 設備資金：10年以内（据置期間2年以内）	
利率	年利1.21%（令和元年10月1日現在） ※最新の金利は都度ご確認ください	

02 利子補給制度

マル経融資については、福井県と越前市がそれぞれ「利子補給制度」を実施しており、最初の2年間は支払った利子が戻ってきます。

設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ○2年間 県が0.5%、市が0.71%補給 1.21% - 1.21% = 実質金利 0%
運転資金	<ul style="list-style-type: none"> ○1年目 県が0.5%、市が0.71%補給 1.21% - 1.21% = 実質金利 0% ○2年目 県が0.5%補給 1.21% - 0.5% = 実質金利 0.71%

※利子補給制度は変更されることがありますので、お申込みの際には、商工会にご確認ください。

03 「県」・「市」の制度融資

マル経融資以外にも福井県や越前市の制度融資も設けられており、マル経融資と同様に、比較的有利な条件での借入が可能な選択肢があります。

商工会では、福井県や越前市の制度融資の斡旋も行っています。

また、年に数回、個別相談会を開催していますので、お気軽にご相談ください。

※融資には審査がありますので、ご希望に添えない場合があります。

補助金・助成金を申請するには？

国・県・市には、「販路開拓」・「設備の導入」・「新商品開発」・「事業承継」・「雇用」などに活用できる補助金や助成金制度があります。

商工会では、補助金・助成金等の案内や申請の際の書類作成に関する支援を行っています。

また、申請について支援するだけでなく、事業完了後の書類の作成などフォローアップを継続して行っていきます。

以下のようなお考えがあれば、まずは商工会にご相談ください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> どんな補助金があるのか分からない | <input type="checkbox"/> 補助金を受けたいが自社には関係ないのではないか |
| <input type="checkbox"/> 自社が使える補助金はないか聞きたい | <input type="checkbox"/> 「〇〇補助金」という人気の補助金があると聞いたのだが |
| <input type="checkbox"/> 補助金の申請方法が分からない、難しそう | |

《 補助金の一部を紹介します 》

01 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、商工会と一体となって販路開拓に取り組む費用の2/3を補助するものです。

補助対象となりうる販路開拓の例

- ・集客用のチラシ、ポスターの作成、配布
- ・店舗や商品PRのためホームページを作成
- ・店舗改装による利便性やイメージの向上
- ・商品パッケージや包装紙のデザイン改良
- ・商品を魅力的に見せる展示棚の設置
- ・観光客向けに新商品の開発
- ・国内外の展示会、商談会に出展してPR

補助率・補助上限額

- 助成率：2/3以内
- 上限額：50万円

02 ものづくり補助金（通称）

中小企業・小規模事業者が、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う場合に、必要な設備投資等に補助金ができます。

革新的サービス開発などのポイント

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

補助率・補助上限額

- 助成率：2/3以内
- 上限額：1,000万円

※上記以外にも補助金・助成金等がありますので、条件や募集期間など詳細は商工会にご確認ください。

経営のことを専門家に相談するには？

商工会では、事業者の皆様が抱える様々な経営上の課題について、各分野の専門家による相談を行っています。

経営課題に応じて、それぞれの分野に精通した専門家による高度で専門的なアドバイスを無料で受けることができます。

<input type="checkbox"/> 中小企業診断士	⇒	経営計画策定、売上アップ、店舗・工場等の改善 など
<input type="checkbox"/> 公認会計士・税理士	⇒	財務内容の改善、税務・経理 など
<input type="checkbox"/> 弁護士	⇒	債務整理、契約内容の確認、債権回収 など
<input type="checkbox"/> 社会保険労務士	⇒	雇用、就労規則、その他の労務管理 など
<input type="checkbox"/> 行政書士	⇒	各種許認可、契約書の作成 など
<input type="checkbox"/> デザイナー	⇒	企業ロゴ、商品パッケージ、店舗デザイン など
<input type="checkbox"/> ITの専門家	⇒	ITの導入、各種システムを活用した生産性向上 など

※その他、様々な相談にお答えします！

01 専門家相談（ハガキ相談）

比較的簡易な経営上の課題について、相談を希望する事業者が専門家の事務所を直接訪問し、手軽に経営相談を受けることができます。



02 経営安定・強化支援事業（エキスパートバンク）

経営上の課題解決や、収益の改善、適切な組織づくりなど、経営の発展に関する様々な項目について、専門家を派遣して個別相談に応じます。



03 消費税軽減税率対応窓口相談等事業

消費税の価格転嫁対策や軽減税率制度の導入に円滑に対応するため、講習会の開催や専門家を派遣しての個別相談を行います。

併せて、消費税の転嫁対策に関する相談内容であれば、新商品開発・販路開拓・コスト削減・業務の効率化（システム化）・人材育成などについてもアドバイスを受けることができます。

04 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（ミラサポ）

経営課題・相談ニーズに応じてきめ細かく対応するため、国が運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じて専門家を派遣し、事業者の高度・専門的な課題の解決を図ります。

<ミラサポ> <https://www.mirasapo.jp/>

専門家要請には、上記サイトでの無料の会員登録が必要となります。



新たな取引先を探すには？

商工会では、経営革新や新事業の展開等に取り組んでおり、「新たな取引先を探したい」と考えている事業所を対象に、ビジネスマッチング事業を行っています。

具体的には、「売りたい」「買いたい」「連携したい」などの様々なニーズを商工会がヒアリングし、他の会員事業所に取次ぐことで、これらの事業所同士が各々の強みを提供し合うことにより課題を解決し、新たな事業活動や販路開拓を実現するための支援を行います。

この他、商工会または他団体が主催するビジネス商談会等の案内を行うことで、事業所同士が新たな取引先を探す機会を創出します。

01 商工会によるマッチング支援

<例>

- チラシやホームページなどの広告物を作成したいという依頼に対し、当該サービスを提供している事業所を紹介
- 機械部品の新作、改良を求める事業所に対し、精密加工が得意な事業所を紹介
- 業種に限らず、各事業所の取組みを商工会ホームページ、会報誌等で紹介
- 工業系コーディネーターによるマッチング支援、経営相談
- 海外取引コーディネーターによるマッチング支援、経営相談

02 展示会、商談会等への出展支援

<例>

- 商工会及び県連合会が行う展示会、商談会等の案内
- 国内または海外にて他団体が行う展示会等の案内
- 商品改良、商談の進め方など、展示会等への出展に向けたセミナーの開催
- 専門家による商品開発、商品パッケージの改良、ターゲットの選定などについてアドバイス

03 ビジネス商談会での商談

<例>

- 県内または県外の企業とのマッチング商談
- 自社商品、技術、サービスなどのPR
- 事業承継にかかるマッチング商談
- 大都市圏の百貨店、スーパー、商社、通販などのバイヤーとのマッチング商談
- 生活雑貨系バイヤーとのマッチング商談
- 福井県内スーパーとのマッチング商談



「あいぱーく今立」内に、商工会の展示コーナーがあり、会員事業所の製品を展示し、PRすることもできます。

※上記は支援の例ですので、各種支援メニューについての募集期間などの詳細は商工会にご確認ください。

税務対策はどうしたらいいの？

「帳簿の付け方がわからない？」 「こんな時の仕訳はどうすればいい？」
「税金ってどんなものが控除できるの？」 「消費税軽減税率制度って、対象は？」

商工会では、税務・経理事務を**手厚くサポート**します!!

01 商工会の記帳指導

帳簿の付け方を支援します。

日々の帳簿の付け方から勘定科目の確認など、経理の基礎を指導します。

02 商工会の記帳代行指導

伝票入力や帳簿作成などを代行いたします。

現金出納帳や通帳などの預金出納帳の伝票入力をしたうえで、データをもとに総勘定元帳を作成し、決算書、申告書の作成まで低料金でサポートします。さらに、分析した経営データをお届けします。

記帳機械化入力代行手数料は月々4,500円(年間54,000円)
源泉徴収指導手数料は5名まで3,000円
所得税決算申告指導手数料は1件5,000円~20,000円
消費税申告指導手数料は1件10,000円
マイナンバー保管システム利用料は年間1,850円

03 商工会の無料相談

税理士への無料相談を実施します。

決算や確定申告期には派遣税理士が専門相談員として無料で税務相談に応じます。

04 商工会のネットde記帳

インターネットでできる会計システムです。

インターネットを利用して帳簿入力や集計ができる会計システムを導入しています。

ご自分で入力可能な方は、インターネットに接続しているパソコンがあればすぐに利用できます。

また、プログラムやデータは県連合会で管理しているため、災害時等でパソコンに不測の事態が発生しても、データの消失や個人情報の漏えい等の心配はありません。

システム利用料 年間31,500円

ここで**要注意!!**

令和元年10月から消費税の軽減税率制度が実施されましたが…。

☆軽減税率制度は**すべての事業者の皆様に関係**します。

複数税率の下、適正な課税を確保する観点から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として今後導入されます。

令和元年9月まで	請求書等保存方式
令和元年10月~令和5年9月	区分記載請求書等保存方式
令和5年10月~	適格請求書等保存方式(インボイス制度)

※**飲食料品の取扱いのない事業者・免税事業者の方も対象**となります。

事業承継の際の優遇策は？

事業承継対策を行わなければ、後継者への経営移譲が円滑に進まない場合や、事業用資産が分散してしまう場合など、様々な要因から事業の不安定化や継続困難な状況におちいる危険があります。

そうならないためには、事業承継計画を作成し、計画的に経営権を後継者に移譲することで、事業継続と税制面の施策を有効に活用することができます。

01 事業承継税制

事業承継の際の贈与税・相続税の猶予制度があります。

相続税

現経営者の相続又は遺贈により、後継者が取得した自社株式の80%部分の相続税の納税が猶予及び免除されます。

贈与税

現経営者からの贈与により、後継者が取得した自社株式に対応する贈与税の納税が猶予及び免除されます。

事業承継税制の適用を受けるにあたり、県や税務署の認定等を受ける必要があります。

02 遺留分に関する民法特例

遺留分とは、本来、自分の財産は、誰にどのようにあげるのも自由なはずですが、民法は遺族の生活の安定や最低限度の相続人間の平等を確保するために、相続人（兄弟姉妹及びその子を除く。）に最低限の相続の権利を保障しています。

会社の経営又は個人事業を承継する際、この民法特例を活用すると、後継者を含めた現経営者の推定相続人全員の合意の上で、現経営者の後継者に贈与等された自社株式・事業用資産について、

①遺留分算定基礎財産から除外（除外合意）

又は

②遺留分算定基礎財産に算入する価額の合意的な時価に固定（固定合意）をすることができます。

両方組み合わせることも可能です。

03 助成金制度の活用

国と県は、事業承継に対して様々な補助金を用意しています。

①事業承継やM&Aをきっかけとした経営革新等を行う場合

小規模事業者 2/3以内	200万円 (事業転換上乗せ+300万円)
上記以外 1/2以内	150万円 (事業転換上乗せ+225万円)

※M&Aとは、「Mergers(合併)」and「Acquisitions(買収)」の略で、直訳すると「合併と買収」を意味します。

②事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合

採択上位 2/3以内	600万円 (事業転換上乗せ+600万円)
上記以外 1/2以内	450万円 (事業転換上乗せ+450万円)

③創業から50年以上経過した老舗企業の維持発展のため、後継者等の新たなチャレンジを応援

助成率 2/3以内	300万円
-----------	-------

④助成後3年以内に事業承継を予定している満60歳以上の中小企業者の事業改善につながる店舗改装、設備導入についての取組みを支援

助成率 2/3以内	300万円
-----------	-------

⑤親族外承継の準備に必要な企業価値の評価に伴う経費の助成

小規模企業者 助成率 2/3以内	1件当たり20万円
中小企業者 助成率 2/3以内	1件当たり150万円

令和元年度の申請が終了している助成金もありますが、制度内容の見直しを含め令和2年度も継続予定です。

※商工会は、福井県事業承継ネットワークに参画し、コーディネーターによる「事業承継経営計画」作成も支援しています。

経営計画は必要なの？

経営計画とは、現状から将来のあるべき姿に到達するための「道しるべ」になるものです。経営計画は、絶えず変化する環境の中で会社が現在よりも高い水準の目標を設定し、その目標を実現するために、何をするかを明確にしていきます。それによって、自社のあるべき姿を具体的に示し、着実にその姿に到達するために「経営計画」を作成する必要があります。

商工会では、経営計画の策定支援を実施しています。また、様々な経営課題に関するセミナーを開催しています。

01 経営理念を確認

まずは、経営者ご自身が、会社への「想い」＝「経営理念」・「経営基本方針」を確認していきましょう。頭の中でいろいろと思い描いていることや理想を実際に紙に書いてみてください。書くことによってその「想い」が明らかになり、これが「経営計画」へしっかりと結びつきます。

04 経営革新計画に挑戦

中小企業経営強化法に基づく経営革新計画の作成は、これらの想いを達成させるための武器です。

でも経営革新計画って難しそう・・・と思っていませんか。商工会が支援します。

02 経営計画は経営者の“想い”

こんな会社になりたいと“想う”ことが経営計画です。その“想い”を形にすることで利害関係者の理解と支援を得ることができます。①金融機関は、資金を供給した事業所がどのように経営していくかが関心事です。②取引先は、協調協力関係をどのように築いていくかを決めていくでしょう。③従業員は、会社の今後の方針と、自らがなさなければいけない課題が明確になります。④経営者は、経営計画を基準に経営管理を行うことができます。

05 革新テーマ

経営革新とは一般的には「従来と違った新しいことを始めて、業績を伸ばすこと」とされています。

新しいこととは何か、「中小企業事業活動促進法」では、「新事業活動」として4つの「新たな取り組み」を定めています。

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売方法の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

03 経営資源を整理

中小企業の経営資源は「ヒト」「モノ」「カネ」等に分類されます。中小企業は、少ない経営資源をやりくりしながら、戦略的に重要な事業活動を行っていくことが必要です。

06 経営革新の目標のたて方

要素	行動指針	具体例内容
革新の目標	どのような新しい経営行動をするのか	ネット販売の事業化
経営力向上目標	新行動による売上、利益増が見込めるか	売上目標 5年後 1億円 経常利益 5年後 500万円
経営革新の内容と実施時期	どのような新しい事をするのか 新行動のスタートと終了時	ネットにオリジナル品の販売 令和2年4月～令和7年3月
資金調達	新行動をするための資金総額と調達方法	500万円 自己資金

従業員や経営者のもしもの備えは？

万が一に備えての保障や充実した福利厚生は、経営の安定と従業員の確保に欠かせません。商工会では国の制度や全国組織のスケールメリットを生かしたさまざまなサービスを用意しています。

01 商工貯蓄共済制度

小さな掛金・大きな安心

「貯蓄」と「保障」の商工会会員のための共済制度で、加入対象者は商工会の会員及びその家族・従業員です。

毎月の掛金は1口2,000円からで、その大部分（共済料と経費を差引いた部分）が貯蓄積立金となります。安い保険料で大きな保障が受けられ、万一の場合は共済金とそれまでの積み立てられた積立金も一緒に支給されます。

02 小規模企業共済制度

将来の備え&節税

国の機関である中小機構が運営する制度です。小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。

月々の掛金は1,000～70,000円まで500円単位で自由に設定可能で、加入後も増額・減額できます。確定申告の際は、その全額を課税対象所得から控除できるため、高い節税効果があります。

所得から差し引かれる金額	医療費控除	①		掛金の全額が課税対象所得から控除できるので節税になります。
	社会保険料控除	②		
	小規模企業共済等掛金控除	⑬		
	生命保険料控除	⑭		
	地震保険料控除	⑮		

03 経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

取引先が突然、倒産・・・

取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難におちいることを防ぐための制度です。

無担保・無保証人で掛金の最高10倍（上限8,000万円）まで借入れでき、掛金は損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。

04 中小企業退職金共済制度

安全・確実・有利

国がつくった従業員の退職金制度です。パートタイマーや家族従業員も加入できます。

この制度は、国が掛金の一部を助成するほか、管理も簡単で、税制上の優遇措置が受けられるなどのメリットがあります。

05 福祉共済制度

あなたも家族もまるごと守る！

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族で健康な方が対象となります。

傷害プランは、職種・年齢・性別を問わず、月額2,000円からの掛金で充実補償。熱中症の補償もついています。また、「個人賠償」の補償が自動付帯され、最高2億円まで補償されます。さらに、医療特約（月額1,000円）を追加すれば病気での入院も補償します。仕事中はもちろん、交通事故や家庭内でのケガ・病気など幅広く対応しています。

がんプランは月額3,000円。初期のがん（上皮内がん等）でも診断共済金として100万円をお支払いします。また、全額自己負担となる所定の先進医療を受けられたとき、何度でも補償します。

<p>「けが」の補償 満6歳～80歳*1</p> <p>けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します</p> <p>傷害プラン 2,000円コース 傷害プラン 3,000円コース 傷害プラン 4,000円コース</p> <p>「個人賠償」の補償 他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します</p> <p>傷害ライトプラン シニア傷害プラン</p> <p>「個人賠償」の補償は付帯されません</p>	+	<p>「病気」の補償* 満6歳～74歳*2</p> <p>疾病による入院、手術等を補償します</p> <p>医療特約</p> <p>シニア医療特約</p>	+	<p>トータル「がん」補償 満6歳～74歳*2</p> <p>がん・けが・疾病による入院、手術等を補償します</p> <p>トータル「がん」プラン</p> <p>シニアトータル「がん」プラン</p>
---	---	--	---	--

*「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます

*1. 継続加入は満85歳まで

*2. 継続加入は満80歳まで

従業員を雇ったけど手続きは？

従業員を1人でも雇用する事業者は、必ず労働保険に加入しなければなりません。

商工会では、労働保険事務組合（厚生労働大臣認可）を設置し、事業者に代わって煩雑な労働保険（労災保険・雇用保険）の事務手続きを代行します。さらに、事業主や役員が労災保険へ特別加入できるメリットもあります。

01 労働保険

労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険（失業保険）とを総称した言葉です。

①労働者災害補償保険(労災保険)とは

労働者が業務上や通勤によって負傷したり、業務が原因で病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族に補償を行うものです。

②雇用保険（失業保険）とは

労働者が失業した場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

02 労働保険事務組合

労働保険の加入手続きから保険料の申告納付等、労働保険の煩雑な手続きを事業主から委託を受けて事務代行を行う組合です。

労働保険事務組合に事務委託ができる事業主は、労働保険事務組合として認可を受けた事業主団体の構成員又は構成員以外の事業主のうち、

- ①金融業、保険業、不動産業又は小売業にあつては、その使用する労働者数が常時50人以下
- ②卸売又はサービス業にあつては、その使用する労働者数が常時100人以下
- ③上記①、②の業種(清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業は除きます。)以外にあつては、その使用する労働者数が常時300人以下

の事業主です。

03 事務委託内容

委託できる事務の範囲は次のとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（資格取得届、資格喪失届）
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務



04 メリット

- ①労働保険料等の申告・納付、雇用保険の届出等の事務等の労働保険事務を事業者に代わって手続きしますので、事務の手間が省けます。
- ②労災保険に加入できない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。
- ③労働保険料の額にかかわらず、3回に分割して納付できます。

事業者の秘密は固く守ります。お気軽にご相談ください。

働き方改革への取組みは？

令和元年4月から「働き方改革関連法」が施行され、働き方改革への対応が必要となっています。商工会では、①相談窓口を設置しています。

②専門家を派遣します。

③働き方改革推進に向けた支援(助成金等)を紹介します。

ぜひご利用ください。

働き方改革を行うに当たって、以下の対応はお済みですか？

- 時間外労働を行うには、**サブロク(36) 協定**が必要です。
- 労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- 労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、届出が必要です。
- 賃金台帳、労働者名簿などを作成する必要があります。
- 非正規の方を雇っている場合は、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

36協定とは

労働基準法36条に基づき、時間外労働・休日勤務等について、労使間で締結する労使協定のことです。この協定は、条文番号に由来し命名され「サブロク協定」ともいいます。会社は法定労働時間(主な場合、1日8時間、週40時間)を超える時間外労働を命じる場合、労働組合などと書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。違反すれば6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金。

01 時間外労働の上限規制

時間外労働の上限規制が導入されます！

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

施行	大企業	令和元年4月1日～
	中小企業	令和2年4月1日～

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、以下を超えることはできません。

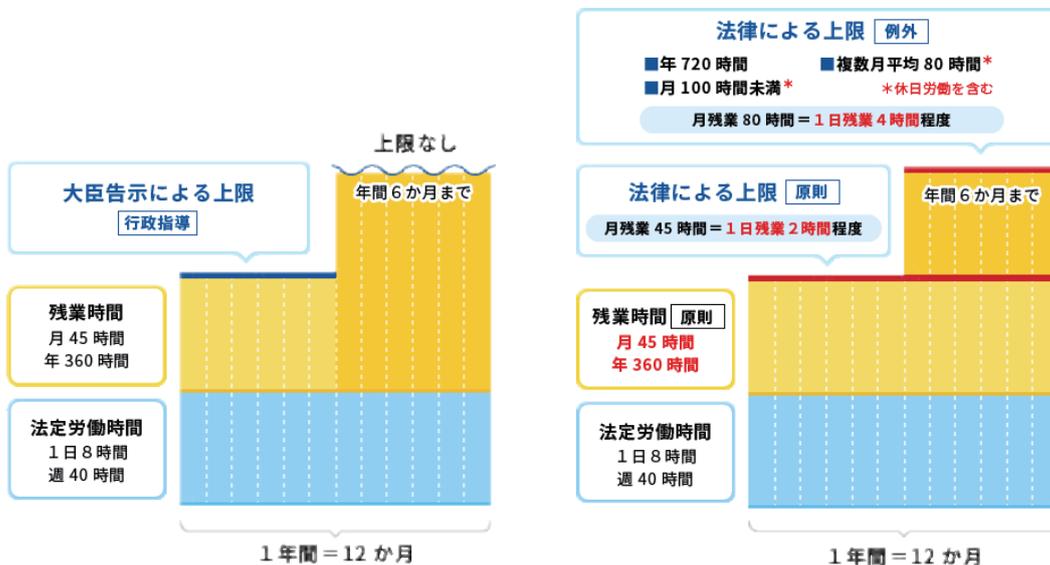
年720時間以内
複数月平均80時間以内 **休日労働を含む**
(「2カ月平均」「3カ月平均」「4カ月平均」「5カ月平均」「6カ月平均」が全て1月当たり80時間以内)
月100時間未満 **休日労働を含む**

<改正前>

法律上は、残業時間の上限がありませんでした(行政指導のみ)。

<改正後>

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。



※上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。また、中小企業への上限規制の適用は1年間猶予されます。

02 年次有給休暇の時季指定

年5日の年次有給休暇の確実な取得が必要です!

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

施行	令和元年4月1日～
----	-----------

年次有給休暇とは

年次有給休暇は法律で定められた労働者に与えられた権利です。

正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たしたすべての労働者に、年次有給休暇は付与されます。

労働基準法において、労働者は、

- ①半年間継続して雇われている
- ②全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

03 同一労働同一賃金

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

施行	大企業 令和2年4月1日～ ※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、令和3年4月1日～
----	--

04 主な助成金

時間外労働等改善助成金

時間外労働の上限設定に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主を支援します。

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、是非、この助成金制度をご活用ください。

※主な内容は、厚生労働省の「働き方改革特設サイト(支援のご案内)」をご覧ください。

上記以外にも各種助成金がありますので、お気軽にご相談ください。

出典：厚生労働省ホームページ
(<https://www.mhlw.go.jp/>)



越前市商工会 本所「あいばーく今立」

越前市商工会 本所

〒915-0242 越前市栗田部町9-1-9 あいばーく今立内
【TEL】0778-43-0877 【FAX】0778-43-7005
<https://www.echizensi-shokokai.jp/>



味真野支所

〒915-0023 越前市池泉町20-17-1
【TEL】0778-27-1110 【FAX】0778-27-1192



白山支所

〒915-1233 越前市菖蒲谷町19-8-6
【TEL】0778-28-1359 【FAX】0778-29-2410



ホームページと併せてご利用ください

越前市商工会



令和元年度 伴走型小規模事業者支援推進事業